

## 別表3

## 【判定料金】

## 1. 非住宅建築物

単位:円/税込み

判定対象面積	評価方法	用途		
		ホテル、病院、集会所等	工場、倉庫等	左記以外
2,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	363,000	198,000	242,000
	モデル建物法	187,000	99,000	121,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	484,000	242,000	286,000
	モデル建物法	242,000	121,000	143,000
5,000㎡以上 10,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	605,000	363,000	484,000
	モデル建物法	308,000	187,000	242,000
10,000㎡超	標準入力法 主要室入力法	別途見積	別途見積	別途見積
	モデル建物法	別途見積	別途見積	別途見積

## 【減額等】

建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき、年間を通じて複数棟の申請が見込めるとき等、判定の業務が効率的にできると当機関が判断した場合には、上記の料金を減額(減額率上限40%)できるものとする。

なお、建築物の全てが省エネ計算の対象外室のみで構成されている場合、または、モデル建物法を使用する場合にその対象とする室がない場合には、一律、38,500円(税込み)とする。

## 【増額等】

複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合には、増額することができるものとする。

※計画変更は、新規申請時の料金に0.6を乗じた額とする。但し、計算方法を変更した場合や、直前の判定を当機関以外から受けている場合等は、当機関に新規に申請があったものとして取り扱うものとする。

※軽微変更該当証明の申請は、新規申請時の料金に0.5を乗じた額とする。但し、直前の判定を当機関以外から受けている場合等は、当機関に新規に申請があったものとして取り扱うものとする。

※再発行する場合の交付手数料は、一通につき5,500円(税込み)とする。

## 2. 住宅建築物

### (1) 一戸建て住宅

① 単独申請の場合 44,000円（税込み）

② 他の評価等と同時申請等の場合

省エネ適判と設計住宅性能評価または長期使用構造等の確認とを併せて申請する場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化(コース2)により、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に掲げる図書(設計内容説明書等)の添付を省略する場合、もしくは、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、または、BELS評価書と同時に申請(外皮性能計算、一次エネルギー消費量計算が同一)する場合

11,000円（税込み）

#### 【減額等】

建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき、年間を通じて20戸以上の申請が見込める等、判定の業務が効率的にできると当機関が判断した場合には、上記①、②の料金を減額(減額率上限40%)できるものとする。

#### 【増額等】

複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合には、上記①、②の料金を増額することができるものとする。

### (2) 共同住宅等

① 単独申請の場合 単位:円/税込み

省エネ適判申請範囲	単独申請
住戸全体	$143,000 + N \times W \times 2,200$
住棟全体(住戸全体+共用部)	$143,000 + N \times W \times 2,200 + A$

N: 住戸数、W: 係数の表による、  
A: 共用部料金の表による

② 他の評価と同時または併願申請の場合

a~cに該当する場合は、下表のとおりとする。

a. 設計住宅性能評価等と同時申請(コース2の場合)

省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて申請する場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化(コース2)により、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に掲げる図書(設計内容説明書等)の添付を省略する場合

b. 認定低炭素住宅等と同時申請

省エネ適判と低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、または、BELS評価書とを同時に申請(外皮性能計算、一次エネルギー消費量計算が同一)する場合

c. 併願申請

省エネ適判と設計住宅性能評価、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査または、BELS評価書とを併せて申請するが、これらの外皮性能計算や一次エネルギー消費量計算が異なる場合

他の評価と同時または併願申請の場合

単位:円/税込み

省エネ適判申請範囲	a. 設計住宅性能評価等と同時申請(コース2)	b. 認定低炭素住宅等と同時申請	c. 併願申請
住戸全体	49,500	49,500	$44,000 + N \times W \times 1,100$
住棟全体(住戸全体+共用部)	$49,500 + A$	55,000	$44,000 + N \times W \times 1,100 + A$

N: 住戸数、W: 係数の表による、A: 共用部料金の表による

W:係数の表

評価対象戸数	W:係数
1戸以上 50戸以下の住戸に対して	1
51戸以上 100戸以下の住戸に対して	0.9
101戸以上 200戸以下の住戸に対して	0.8
201戸以上 300戸以下の住戸に対して	0.7
301戸以上 の住戸に対して	0.6

A: 共用部料金の表 単位:円/税込み

評価対象戸数	A:料金
1戸以上 20戸以下	77,000
21戸以上 51戸以下	99,000
51戸以上 100戸以下	121,000
101戸以上 300戸以下	143,000
301戸以上	別途見積もり

**【減額等】**

建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき、年間を通じて複数棟の申請が見込めるとき、同タイプの住戸が多い場合等、判定の業務が効率的にできると当機関が判断した場合には、上記①、②の料金を減額（減額率上限40%）できるものとする。

**【増額等】**

判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合には、上記①、②の料金を増額することができるものとする。

※計画変更は、「単独申請の場合」、(1)の②他の評価等と同時申請等の場合、または、(2)の②のc. 併願申請の料金を0.6を乗じた額とする。但し、計算方法を変更した場合や、直前の判定を当機関以外から受けている場合等は、当機関に新規に申請があったものとして取り扱うものとする。

※軽微変更該当証明の申請は、「単独申請の場合」、(1)の②他の評価等と同時申請等の場合、または、(2)の②の「c. 併願申請」の料金を0.5を乗じた額とする。但し、直前の判定を当機関以外から受けている場合等は、当機関に新規に申請があったものとして取り扱うものとする。

※再発行する場合の交付手数料は、一通につき5,500円(税込み)とする。

**3. 複合建築物**

複合建築物に係る料金は、非住宅部分については、1.非住宅建築物、住宅部分については、2.住宅建築物により算定される料金の合計額とする。

※計画変更および軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合は、変更があった部分に係る料金を適用する。

※再発行する場合の交付手数料は、一通につき5,500円(税込み)とする。